

国民経済計算の作成基準に係る新旧対照表

今回答申案	現行作成基準
<p>1 概論 (略)</p> <p>2 勘定系列 (略)</p> <p>3 分類                      経済の全体像を捉える上で、様々な取引主体及び取引の対象となる財貨・サービスをいくつかの等質的なグループに集約するため、次の分類に基づく記録を行う。                      (1) (略)</p> <p>(2) 経済活動別分類                      財貨やサービスの生産及び使用についての意思決定を行う主体の分類として、<del>産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の3区分ごとに、</del>経済活動別分類を定め、当該分類を公表する。</p> <p>(3) 財貨・サービス別分類                      財貨やサービスそれぞれの品目の分類として、<del>産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の生産物の3区分ごとに、</del>財貨・サービス別分類を定め、当該分類を公表する。</p> <p>4 記録原則 (略)</p> <p>5 記録内容                      各勘定は、原則として、以下の内容により記録する。                      (1) 経常的取引に関する勘定                      一定期間における経常的な経済取引活動について、生産、所得分配及び所得の使用等に関する項目を記録する勘定を、以下の内容により作成する。                      ア 生産に関する勘定                      生産活動の結果としての産出から、この産出を生み出す際の財貨・サービスの消費を中間的な投入として控除することにより、生産過程が作り出す追加的な価値である付加価値に関する項目を経済活動ごとに記録し、国内総生産を記録する。                      なお、産出には、間接的に計測される金融仲介サービス（F I S I M）や自己勘定の研究・開発を含む。  <u>また、国内総生産には、固定資産について、物的劣化、陳腐化、通常の破損・損傷、予見される滅失、通常生じる程度の事故による損害等から生じる減耗分の評価額として固定資本減耗（社会資本に係る分を含む。）に関する項目が含まれる。</u></p> <p>イ 所得の発生に関する勘定                      生産活動と直接結びついた分配取引について、以下の内容により記録する。                      源泉側には、発生した付加価値に関する項目を記録する。                      使途側には、こうした付加価値の帰属先として、生産過程への参加の結果として発生する雇用者の報酬、生産及び輸入品に課される税による政府の収入に関する項目や、控除項目として補助金による政府の支出に関する項目を記録するとともに、これらの項目と源泉側の差額として、営業余剰や混合所得（生産活動により得られる余剰や欠損。このうち混合所得は、家計部門（個人企業）分）に関する項目を記録する。<u>雇用者の報酬は、賃金や俸給（雇用者ストックオプションを含む。）に加え、雇主により、雇用者のために社会保障基金等に支払われる現実的、帰属的な社会負担を含む。</u></p> <p>ウ 第1次所得の配分に関する勘定                      生産過程への参加又は生産の目的のために必要な資産の所有の結果として発生する第1次所得の各制度部</p>	<p>1 概論 (略)</p> <p>2 勘定系列 (略)</p> <p>3 分類                      経済の全体像を捉える上で、様々な取引主体及び取引の対象となる財貨・サービスをいくつかの等質的なグループに集約するため、次の分類に基づく記録を行う。                      (1) (略)</p> <p>(2) 経済活動別分類                      財貨やサービスの生産及び使用についての意思決定を行う主体の分類として、産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の3区分ごとに、経済活動別分類を定め、当該分類を公表する。</p> <p>(3) 財貨・サービス別分類                      財貨やサービスそれぞれの品目の分類として、産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の生産物の3区分ごとに、財貨・サービス別分類を定め、当該分類を公表する。</p> <p>4 記録原則 (略)</p> <p>5 記録内容                      各勘定は、原則として、以下の内容により記録する。                      (1) 経常的取引に関する勘定                      一定期間における経常的な経済取引活動について、生産、所得分配及び所得の使用等に関する項目を記録する勘定を、以下の内容により作成する。                      ア 生産に関する勘定                      生産活動の結果としての産出から、この産出を生み出す際の財貨・サービスの消費を中間的な投入として控除することにより、生産過程が作り出す追加的な価値である付加価値に関する項目を経済活動ごとに記録し、国内総生産を記録する。                      なお、産出には、間接的に計測される金融仲介サービス（F I S I M）を含む。                      本勘定には、以下のものを含む。                      ・固定資本減耗（構築物、機械・設備等生産資産について、通常の破損・損傷、予見される滅失、通常生じる程度の事故による損害等から生じる減耗分の評価額）に関する項目</p> <p>イ 所得の発生に関する勘定                      生産活動と直接結びついた分配取引について、以下の内容により記録する。                      源泉側には、発生した付加価値に関する項目を記録する。                      使途側には、こうした付加価値の帰属先として、生産過程への参加の結果として発生する雇用者の報酬、生産及び輸入品に課される税による政府の収入等に関する項目等を記録するとともに、これらの項目と源泉側の差額として、営業余剰に関する項目を記録する。                      本勘定には、以下のものを含む。                      ・生産及び輸入品に課される税や補助金に関する項目                      ・営業余剰や混合所得（企業等生産活動により得られる余剰や欠損。このうち、混合所得は、家計部門（個人企業）分）に関する項目</p> <p>ウ 第1次所得の配分に関する勘定                      生産過程への参加又は生産の目的のために必要な資産の所有の結果として発生する第1次所得の各制度</p>

今回答申案	現行作成基準
<p>門への配分について、以下の内容により記録する。</p> <p>源泉側には、所得の発生に関する勘定において使途側に記録した、雇用者の報酬、政府の収入等、営業余剰や混合所得に関する項目のほか、<u>金融資産の所有者が資金の提供の見返りとして受け取る投資所得や土地等の所有者がその提供の見返りに受け取る賃貸料を含む財産所得の受取に関する項目</u>を記録する。</p> <p>使途側には、財産所得の支払に関する項目を記録するとともに、これらの項目と源泉側の差額として、第1次所得に係るバランス項目を記録する。</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>カ 所得の使用に関する勘定</p> <p>各制度部門の可処分所得に関する項目がどのように最終消費活動と蓄積活動に配分されるかについて、以下の内容により記録する。</p> <p>源泉側には、所得の第2次分配に関する勘定又は現物所得の再分配に関する勘定において使途側に記録した可処分所得に関する項目や年金基金に係る社会負担と社会給付の差額に関する項目を記録する。</p> <p>使途側には、最終消費活動に関する項目あるいは現物所得の再分配により明らかになる現実に享受する便益を評価した消費活動に関する項目や年金基金に係る社会負担と社会給付の差額に関する項目を記録するとともに、これらの項目と源泉側の差額として、蓄積活動への配分となる貯蓄に関する項目を記録する。<u>最終消費支出に関する項目は、一般政府が行う個別的消費財・サービス及び集合的消費サービスに関する支出、家計及び対家計民間非営利団体が行う個別的消費財・サービスに関する支出を含む。</u></p> <p>(2) 資産や負債の蓄積に関する勘定</p> <p>蓄積活動等により生じる一定期間における非金融資産の変動並びに金融資産及び負債の変動を記録する勘定を、以下の内容により作成する。</p> <p>ア 資本取引に関する勘定</p> <p>各制度部門における、<u>固定資産や在庫を含む生産資産や非生産資産からなる非金融資産の取得や処分に伴う変動（総固定資本形成や在庫品増加等）</u>や<u>を記録するとともに、資本移転の受払に関する項目</u>について、以下の内容により記録する。</p> <p>資産変動側には、非金融資産の取得及び処分により発生した非金融資産の変動に関する項目を記録するとともに、これらの項目と負債及び正味資産の変動側の差額として、資金余剰を示す純貸出あるいは資金不足を示す純借入に関する項目を記録する。</p> <p>負債及び正味資産の変動側には、経常的取引に関する勘定のうち所得の使用に関する勘定の使途として記録した貯蓄に関する項目を記録するとともに、<u>資本移転の受払に関する項目</u>を記録する。</p> <p><u>なお、固定資産には、住宅等の建物や構築物、機械・設備、防衛装備品、育成生物資源、ソフトウェア（自社開発ソフトウェアを含む。）や研究・開発等の知的財産生産物を含む。</u></p> <p>イ 金融取引に関する勘定</p> <p>各制度部門における、金融資産及び負債に関する取引について、以下の内容により記録する。</p> <p>資産変動側には、金融取引のうち債権である金融資産の変動に関する項目を記録する。</p> <p>負債及び正味資産の変動側には、金融取引のうち債務である負債の変動に関する項目を記録するとともに、これらの項目と資産変動側の差額として、純貸出あるいは純借入に関する項目を記録する。</p> <p><u>金融資産や負債には、現金・預金、貸出・借入、債務証券、持分のほか、雇用者ストックオプションや年金受給権、定型保証支払引当金等を含む。</u></p>	<p>部門への配分について、以下の内容により記録する。</p> <p>源泉側には、所得の発生に関する勘定において使途側に記録した、雇用者の報酬、政府の収入、営業余剰に関する項目のほか、<u>資金、土地及び無形資産等の貸借を原因として発生する所得の移転である財産所得の受取に関する項目</u>を記録する。</p> <p>使途側には、財産所得の支払に関する項目を記録するとともに、これらの項目と源泉側の差額として、第1次所得に係るバランス項目を記録する。</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>カ 所得の使用に関する勘定</p> <p>各制度部門の可処分所得に関する項目がどのように最終消費活動と蓄積活動に配分されるかについて、以下の内容により記録する。</p> <p>源泉側には、所得の第2次分配に関する勘定又は現物所得の再分配に関する勘定において使途側に記録した可処分所得に関する項目等を記録する。</p> <p>使途側には、最終消費活動に関する項目あるいは現物所得の再分配により明らかになる現実に享受する便益を評価した消費活動に関する項目等を記録するとともに、これらの項目と源泉側の差額として、蓄積活動への配分となる貯蓄に関する項目を記録する。</p> <p>本勘定には、以下のものを含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最終消費支出（一般政府が行う個別的消費財・サービス及び集合的消費サービスに関する支出、家計及び対家計民間非営利団体が行う個別的消費財・サービスに関する支出）に関する項目</li> </ul> <p>(2) 資産や負債の蓄積に関する勘定</p> <p>蓄積活動等により生じる一定期間における非金融資産の変動並びに金融資産及び負債の変動を記録する勘定を、以下の内容により作成する。</p> <p>ア 資本取引に関する勘定</p> <p>各制度部門における、非金融資産の取得や処分に伴う変動を記録するとともに、資本移転の受払に関する項目について、以下の内容により記録する。</p> <p>資産変動側には、非金融資産の取得及び処分により発生した非金融資産の変動に関する項目を記録するとともに、これらの項目と負債及び正味資産の変動側の差額として、資金余剰を示す純貸出あるいは資金不足を示す純借入に関する項目を記録する。</p> <p>負債及び正味資産の変動側には、経常的取引に関する勘定のうち所得の使用に関する勘定の使途として記録した貯蓄に関する項目を記録するとともに、<u>資本移転の受払</u>を記録する。</p> <p>本勘定には、以下のものを含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総固定資本形成（新規に購入した有形固定資産、無形固定資産及び有形非生産資産の改良）に関する項目</li> <li>・固定資本減耗（社会資本に係る分を含む。）に関する項目</li> <li>・在庫品の増減に関する項目</li> </ul> <p>なお、無形固定資産には、ソフトウェア（自社開発ソフトウェアを含む。）に関する支出を含む。</p> <p>イ 金融取引に関する勘定</p> <p>各制度部門における、金融資産及び負債に関する取引について、以下の内容により記録する。</p> <p>資産変動側には、金融取引のうち債権である金融資産の変動に関する項目を記録する。</p> <p>負債及び正味資産の変動側には、金融取引のうち債務である負債の変動に関する項目を記録するとともに、これらの項目と資産変動側の差額として、純貸出あるいは純借入に関する項目を記録する。</p>

今回答申案	現行作成基準
<p>ウ その他の資産変動に関する勘定 各制度部門における、資本取引に関する勘定及び金融取引に関する勘定に記録された取引以外の要因による資産及び負債の変動について、以下の内容により記録する。 取引によらない<u>資産の量の變動</u>に関する項目を記録するとともに、保有する資産価値の再評価に伴う保有利得または保有損失に関する項目等を記録する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 一国経済全体に関する勘定 経常的取引に関する勘定及び資産や負債の蓄積に関する勘定について、各制度部門を統合することにより一国経済全体の統合表示を記録するとともに、<u>非居住者を包含した海外部門</u>との取引を記録する <u>部門を包含した勘定</u>を作成する。</p> <p>(5) 補足的な表 その他、必要に応じ、経済活動別の財貨・サービスの産出・投入に関する項目のほか、<u>国民経済計算</u>を作成・利用する上で重要となる項目を記録する。また、ここに含まれるものの一覧は公表する。</p> <p>6 作成方法の原則等 (1) (略)</p> <p>(2) ストックについては、固定資産は、<u>資本取引、総固定資本形成及び固定資本減耗等のフロー</u>の値を利用して恒久棚卸法によって推計し、さらに、在庫、非生産資産及び金融資産を推計することで作成する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>7 雑則 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>ウ その他の資産変動に関する勘定 各制度部門における、資本取引に関する勘定及び金融取引に関する勘定に記録された取引以外の要因による資産及び負債の変動について、以下の内容により記録する。 量の變動を記録するとともに、保有する資産価値の再評価に伴う保有利得または保有損失に関する項目等を記録する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 一国経済全体に関する勘定 経常的取引に関する勘定及び資産や負債の蓄積に関する勘定について、各制度部門を統合することにより一国経済全体の統合表示を記録するとともに、海外との取引を記録する部門を包含した勘定を作成する。</p> <p>(5) 補足的な表 その他、必要に応じ、経済活動別の財貨・サービスの産出・投入に関する項目のほか、上記(1)から(4)までの勘定を作成・利用する上で重要となる項目を記録する。また、ここに含まれるものの一覧は公表する。</p> <p>6 作成方法の原則等 (1) (略)</p> <p>(2) ストックについては、固定資産は、資本取引、資本形成及び固定資本減耗等のフローの値を利用して恒久棚卸法によって推計し、さらに、在庫、非生産資産及び金融資産を推計することで作成する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>7 雑則 (略)</p> <p>附則 この告示は、公布の日から施行する。</p>